

よくあるご質問について

こちらでは、地域デジタル化支援促進事業に関して、よくお問い合わせ頂くご質問に対する回答を紹介しております。※本資料は、必要に応じて随時更新予定です。適時適切にご確認ください。

① 補助対象となる成約について

Q1	弊行で提供しているソリューションが補助対象となり得るか、事前に教えていただくことはできますでしょうか。
A1	<p>補助対象可否に係る判断は、支援先企業の経営課題や、提供されるソリューションの内容、ソリューション提供を通じて得られる効果が業務効率化や生産性向上に直結するものかを確認し、判断いたします。なお、公募要領 P.5 「補助対象となる支援要件」を満たさないと判断される業務(単純な HP 制作や DX 認定の取得支援等)については、本事業の趣旨に鑑みて、補助対象外となりますが、個別の契約内容等を精査せず、補助対象可否に係る判断を行うことは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく適切な補助金執行に背くため、いたしかねます。</p> <p>一方で、補助対象となる成約の考え方について、公募要領等をご覧いただくなかで、ご不明な点等がある場合には、気兼ねなく執行管理団体までご連絡ください。</p>
Q2	外部提携先事業者(IT ベンダー等)からの再委託契約を通じて行うデジタル化支援コンサルティングは、補助対象となり得ますでしょうか。
A2	<p>外部提携先事業者からの再委託契約や、支援先企業と外部提携先事業者、間接補助事業者間で締結する三者間契約等の場合でも、公募要領に定める「補助対象となる支援要件」を満たせば、補助対象になり得ます。</p> <p>一方で、間接補助事業者自らが役務提供の対価として手数料等を支援先企業より直接受領していただくことが条件となりますので、ご留意ください。</p>

Q3	デジタル化支援コンサルティングのうち、一部の支援(例えば「プランニング」のみ)を間接補助事業者で担う場合でも、補助対象となり得ますでしょうか。
A3	<p>デジタル化支援コンサルティングの内容が支援要件を満たしていれば、「プランニング」のみ、または「導入支援」のみの場合でも、補助対象になり得ます。</p> <p>一方で、DX 認定の取得支援、従業員のデジタルリテラシー向上といった、支援先企業の業務効率化、生産性向上等に直接寄与しない支援内容については、補助対象外となります。</p>

Q4	公募要領 P.7 「補助金交付申請・補助金の支払」に「補助金の支払いには、業務委託契約が成立したと判断できる書類等、申請の内容通りのデジタル化支援コンサルティングであることを示す厳格な証憑類が必要となります。」と記載がありますが、具体的にどのような証憑類が必要になりますでしょうか。
A4	<p>補助金の申請にあたっては、「①補助対象期間中に、業務委託契約等が締結及び、開始された事実」「②2025年6月末までに当該契約等に基づく報酬等を直接、受領した事実」の2点について、証憑類の提出を以て疎明いただきます。具体的には、以下のような証憑類を想定しております。</p> <p>【疎明事項と証憑類例】</p> <p>① 補助対象期間中に、業務委託契約等が締結及び、開始された事実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 支援先企業と間接補助事業者との間で、実際に取り交わした「業務委託契約書」または「発注書と発注請書」等の写し 等 <p>② 2025年6月末までに当該契約等に基づく報酬等を直接、受領した事実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 間接補助事業者が支援先企業から報酬等を受領した際に発行する「領収書」や、報酬等の入金を確認できる「振込明細」、または支援先企業が間接補助事業者に報酬等を支払う際に発行される「支払証明書」等の写し 等 <p>なお上記の他、補助金の申請をいただくデジタル化支援コンサルティングが、本事業の支援要件等(IT・デジタルツールありきの支援でないこと等)に合致しているか否かについては、採択後に案内する所定の様式等にて疎明いただきます。</p>

② 補助金に係る考え方について

Q 5	補助金の算式にある「デジタル化に係る役務提供費(人件費)」の単価は、実施主体が得る利益分を乗じた金額でよろしいでしょうか。
A 5	公募要領に記載の通り、当該役務提供費(人件費)は、支援先企業に請求する時間単価に基づき、算定されるものとなります。支援先企業に請求する時間単価について、実施主体の利益分を乗じるか否か、又その割合については、各間接補助事業者に依存するものとします。
Q 6	補助金の受領後、間接補助事業者内における配分方法について、補助事業における制約等は、ございますでしょうか。
A 6	間接補助事業者内における配分方法については、特段の制約等はございません。

③ 応募資格に係る考え方について

Q7	同一の企業グループ(ホールディングス)に属する企業は、申請を一つにまとめる必要はあるのでしょうか。
A7	<p>同一の企業グループ(ホールディングス等)に属するものの、支援先企業に対するデジタル化支援コンサルティングを行う企業が複数存在する場合には、必ずしも申請を一つにまとめていただく必要はございません。一方で、補助金の二重交付を防ぐ観点から、一企業が複数の申請に実施主体として関与することはできませんので、ご注意ください。</p> <p>【同一の企業グループ(ホールディングス等)における申請パターン】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>パターン①</p> <p>同一の企業グループ(ホールディングス)内で 実施主体の重複がないパターン</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>パターン②</p> <p>同一の企業グループ(ホールディングス)内で 実施主体の重複があるパターン</p> </div> </div>

④ 収支計画書について

Q8	実施主体のうち、デジタル化支援コンサルティングに直接関与しない実施主体を「収支計画書」に含む必要はありますか。
A8	実施主体のうち、デジタル化支援コンサルティング(「プランニング」や「実行支援」)に直接関与しない場合には、記載いただく必要はございません。仮に、直接関与している一方で、支援先企業に対する請求対象に含めない場合には、当該企業に係る収益は0円と計上いただき、支出のみ計上いただくようお願いします。

⑤ 面談審査について

Q 9	面談審査におけるプレゼンテーションでは、提出した応募書類とは別にプレゼンテーション資料の準備が必要でしょうか。
A 9	プレゼンテーション資料の準備は任意です。応募書類が大部ですので、例えば、応募者として特に強調したい場合などにご準備ください。準備される際には、面談審査前日までに同電子資料を「地域デジタル化支援促進事業」執行管理団体宛 (jp_cons_dx_support_improvement@pwc.com) にメールにてご送付ください。提出時には、メールの件名に「【地域デジタル化支援促進事業】プレゼンテーション資料(申請主体名_面談審査日)」とご記載ください。
Q10	面談審査への参加者は、こういったクラス・担当業務の者が適切でしょうか。
A10	特に指定するものではありませんが、今回の申請内容は多岐にわたるため、例えば本部の管理職の方等、申請主体ないしは申請主体が属する企業グループ全体の経営における、地域デジタル化支援コンサルティングに係る事業の位置づけや、方針を説明できる方のご参加が望ましいと考えます。

以上